

# 介護予防サービス



質問します



審査会で「要支援1・2」に認定されました。どのようなサービスが受けられますか？

お答えします



状態の改善と悪化の予防を目的とした「介護予防サービス」が受けられます。

## 介護予防サービスとは

介護予防サービスは、要介護者（介護が必要な方）の発生をできるだけ防ぎ、日常生活を送る上で、「自立」に向けた生活が送れるように支援することを目的としています。要介護度が「要支援1」「要支援2」と認定された要支援者（支援が必要な方）が利用できます。

介護予防サービスは大きく6種類の内容から成り立っています。

なお、介護予防サービスを利用する場合、事前に介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成して、計画的な介護予防を行う必要があります。ケアプランの作成は無料です。

各市町村の担当課または地域包括支援センターに相談して下さい。

介護予防サービスで提供されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、「訪問型サービス」と「通所型サービス」として市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で提供されます。（12ページ参照）

## 費用の支払い

- 利用者負担は、サービスにかかる基本的な費用の1割～3割です。
- 限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。

### ■介護予防サービスの利用限度額

要介護度	利用限度額(1月につき)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

### ■上記の利用限度額とは別枠のサービス

- 介護予防福祉用具購入：1年間10万円まで [28ページへ](#)
- 介護予防住宅改修：20万円まで [28ページへ](#)
- 介護予防居宅療養管理指導 [17ページへ](#)

## 1 訪問系サービス

### 1 介護予防訪問入浴介護

利用者の自宅に運ばれた介護専用の浴槽で、入浴サービスを利用できます。看護師や介護福祉士、ホームヘルパーなども同行します。

自己負担(1割)のめやす

利用料	自己負担(1回)
8,560円	856円